

「教育実践プロジェクト」の世界

「教育実践プロジェクト」は教職大学院ならではの「科目」です。そしてそれは、「科目」というより、一人一人の院生が自らの研究テーマを抱えて協力校(実習校)に入り込み、数ヶ月に渡っておこなう「実践研究」と呼べるものです。今回は、院生が日々記している「日誌」をたよりに、この教育実践プロジェクトの世界を少しのぞいてみたいと思います。

◆「ビデオリフレクション」を通して

現職派遣院生のOさんは、実習校(中学校)の先生方の授業をビデオで撮影させてもらい、その映像を複数の先生方といっしょに語り合うことを一貫して実践してきました。ビデオ映像を介しての省察(リフレクション)という意味で「ビデオリフレクション」です。ある時、Oさんは、ベテランのN先生による教室のほぼ全員が生き生きと学んでいる社会科の授業をビデオにおさめ、その映像を使ってビデオリフレクションを行いました。その授業は、生徒たちが、「わからない」、「どうして?」と本音を出し合って課題解決していく素晴らしいものです。しかし、OさんはそのN先生の授業の素晴らしさに感動しつつも、撮影していて気になった一人の男子生徒(A君)の表情(映像)に注意を促しながら、次のようにN先生に語っています。「(A君は)振り返りシートの記入内容では、『自分や友達に分かりやすく』と書いているのにグループ学習ではうまくコミュニケーションがとれない。まじめそうな生徒だが、板書を写す目的が、グループの仲間とコミュニケーションを避けるための言い訳をするためだと感じた。全体の話し合いでは、発言こそしないものの、思考は参加していた」と。Oさんは、A君の抱えるコミュニケーション上の問題(課題)と同時に、「発言こそしないものの、思考は参加していた」というA君の「よさ」を見取っていたのです。Oさんのこの指摘に、N先生は「あー、そういうことかあ、納得です。」「いろいろ見えて良かった。また見てほしい。」と言ってくれたということです。因みに、このビデオリフレクションに要した時間は、30分ということです。



◆「省察(リフレクション)」を積み重ねる

やはり現職派遣のKさんは、協力校(実習校)の特に小学校5年生の担任の先生と共に、その担任の先生の悩みに寄り添いながら、「省察」を誠実に積み重ねています。Kさんは、担任の先生の授業を参観しながら、また時に自らが授業をしながら、子どもたちが「本当に学び合う」とはどういうことなのかを探究しています。例えばKさんは次のように日誌に記しています。「話し合いが2項対立の討論のよう

な形になると、話し合いが盛り上がってくる。自分の意見を主張したい、友だちを説得したいという考えが積極的な発言を促すのだろう。……ただ、このような討論の形になったとき、子どもたちの中で意見が○か×かになってはいないかと思う。友だちの意見をいかに反対するか、または自分の考えをいかに主張するかに全力が傾けられ、友だちの意見に耳を傾けようという姿勢が少なくなる気がする。友達の意見にじつりと耳を傾け、その意見をみんなで味わい、深めていくような話し合いは、討論の次の段階に上がらないとできないのかもしれないと思う。」しかし、Kさんは、教師には簡単に解決できると思っていた子どもたちの「疑問」「感想」について子どもたち自身が語り合う姿に、次のようなかけがえのない「事実」を発見し、日誌に記しています。「子どもたちは友だちの感想をじつりと読み、素朴に思ったことを伝えたり、自分の読みと違う意見などに対して反対意見を述べたりと多くの子が進んで発言することができていた。話し合っている内容は、教師が求めるような質の深いものではない。『少し読めば分かるでしょ』というような意見が多く出される。しかし、そういった素朴な読み取りをやりとりする時間が必要なのだということが、子どもたちの熱心に話し合う姿から分かった。一人の子が振り返りに『みんなで話し合って少しむずかしかったけど、ずっとやっていた勇気をふりしぼって言ったら楽しかった』と書いていた。この子の様に話し合うことの楽しさをもっと多くの子に感じてほしいと思う。」



◆「同行(どうぎょう)」する

「同行」とは、「いっしょに修行する」といった重い意味をもった言葉です。私は、現職派遣、学卒を問わず、院生の皆さんは「教育実践プロジェクト」において協力校の先生方と「同行」しているのだと思います。院生の皆さんにとって、お世話になっている協力校の先生方の教育観、授業観と葛藤することも少なくありません。それでも、院生の皆さんは、省察を積み重ね、また「ビデオ」を介して、先生方との価値観の葛藤を越えて、授業づくり、学校づくりのための「同行」を実践していると思います。(文責:青柳 宏)

「教育機会確保法」

教育実践高度化専攻准教授 小野瀬 善行

不登校の子どもたちが教育を受ける機会を確保するための施策や財政上の措置を国や地方自治体に義務づけた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が昨年12月7日に可決、成立し、今年2月に施行されました。長期欠席のうち不登校の占める割合が全国的に高止まりしている現状（平成28年度、小学校で前年度比12.9%増の3万1151人、中学校で4.9%増の10万3247人。小学校は現行の定義で過去最高。）が、同法の成立背景にあります。

同法の成立は、学校にどのような影響があるのでしょうか。同法の附帯決議において「不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮する」こと、そして「いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行う」ことが規定されています。つまり不登校は誰にでも起こり得るもので問題行動という単純な理解をしないこと、不登校への支援として「休む」という選択肢を取ることを国が認めているのです。このような方針を基に、学校における指導のあり方を考える必要はないでしょうか。さらに不登校の子どもたちには、個々の状況に応じた支援が必要であり、「学校以外の場」を積極的に認めていくことが示されています。学校もフリースクール等との連携が今まで以上に求められる時代がくるかもしれません。

いずれにせよ同法の成立を契機として、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するために学校や教師は何ができるのかを改めて点検することが大切だと考えます。

《シリーズ:教職大学院授業紹介⑥「学校教育をめぐる現代的な社会状況とその対処」(選択科目[前期])》

本講義では、学校をめぐる社会からの視線がより厳しくなる中で、そうした学校教育に対する懐疑が、どのような社会状況において生まれたのかを考察することを通し、より広い視点から、そうした問題に対処する方法を身につけることを目指しています。

15回の授業のうち、前半は学校に対する懐疑がどのような問題に向かっているのか、その全体像を把握しつつ、特に「学校で学ぶことの意義」への懐疑がどのように広がってきたのか、その背景となる社会全体の変化から見ていきました。様々な資料を検討すると、そうした懐疑は、受験競争の行き過ぎへの反省という性格の強かったゆとり教育政策の実施とともに高まっていったことがわかります。しかし、2003年、2006年のいわゆるPISAショックによって火が点いた学力低下論争と、それにともなうゆとり教育見直しによって、特に子どもたちにおいて、学校での勉強の意義の再評価が進む一方、保護者の世代では学校教育の意義への不信感はなかなか治まらず、両者のギャップが広がっていることも確認できました。授業の中では、学歴や学



力というものが、社会の中でどのように評価され、役立てられているか、さまざまな調査結果を紹介しつつ、学歴社会といわれるものの実情とそのメカニズムを明らかにしながら、そのゼロサム性格とジレンマも示し、これらとどのように向き合うべきかを考察していきました。後半は、以前の受講生からのリクエストの多かった問題について、さまざまな調査結果の紹介とともに教育社会学的な観点からの解決方法を考察しました。具体的には、「日本の公教育費はなぜ少ないのか」「教員の多忙化」「スクールカーストと、空気を読むこと」についてです。

受講生の方々からは、「教師としてもっと社会の変化に敏感になり学び続けることの大切さを改めて感じました」「自分の主観的な見方や過去の経験からだけで判断するのではなく、視野を広げ、多面的・多角的な見方をすることで物事の本質や因果関係を捉えることの大切さを学びました」「諸外国との比較は、自分の視野を広げてくれました」といった感想をいただいています。（担当:教育学部准教授 小原 一馬）



《編集・発行》宇都宮大学大学院 教育学研究科 教育実践高度化専攻（教職大学院）

〒321-8505 栃木県宇都宮市峰町350番地 Tel: 028-649-5242 <http://www.edu.utsunomiya-u.ac.jp/koudoka/index.html>

◇教職大学院Facebook: <https://www.facebook.com/uuptnet> ※院生が編集し、教員が管理しているFacebookです。

